

# 相続手続きのご案内

地元と共にあり、共に栄える



## 目 次

I. 相続手続きの流れ……………	1
II. 遺産分割方法のご確認について……………	2
III. お取引内容ごとのお手続き概要……………	3
IV. よくあるご質問……………	4
V. 相続方法別の必要書類一覧表……………	6
VI. 必要書類のご案内……………	8
VII. 戸籍謄本を取得していただく際のお願い……………	9

## I. 相続手続きの流れ

お亡くなりになられたお客さまには永らくのお取引をいただき、誠にありがとうございました。心よりお悔やみ申し上げます。

本冊子では、ご相続手続きをスムーズに進めていただくにあたり、当金庫で行っていただく手続きの流れをご案内いたします。

### 相続のお申出

- 相続財産の内容、および遺産分割方法等について、確認させていただきます。

### 必要書類のご案内

- ご準備いただく書類をご案内いたします。遺産分割方法、およびお取引内容ならびに相続される方のお取引内容等により、お客さまごとに異なります。

### 書類のご提出

- ご準備いただいた書類の原本をご提出いただきます。  
原本をコピーのうえご返却することも可能です。

### 計算書・通帳等のお受け取り

- お手続き完了後に、窓口にて計算書、通帳等をお返しいたします。お手続きが完了するまでに日数がかかる場合があります。  
(郵送でのお返しが可能な場合もあります。)  
書類ご提出時に、お受け取り方法を確認させていただきます。

## II. 遺産分割方法のご確認について

### 遺言書がある場合 ▶

6 ページ「V. 相続方法別の必要書類一覧表」  
[A 遺言書がある場合] をご参照ください。

被相続人（お亡くなりになられた方）が遺言書を作成し、遺産の分割方法を定められた場合は、それに従って遺産を分割することになります。主な遺言書の方式としては「公正証書遺言」と「自筆証書遺言」があります。なお遺言者（被相続人）は、遺言で遺言執行者を自ら指定するか、その指定を第三者に委託することができます。また遺言書で遺言執行者が指定されていない場合は利害関係人等が家庭裁判所に請求することで、遺言執行者を選任することができます。

### 遺産分割協議書がある場合 ▶

7 ページ「V. 相続方法別の必要書類一覧表」  
[B 遺言書がない場合] [a 遺産分割協議書あり] をご参照ください。

「どの財産を誰に取得させるか」について、相続人全員で話し合っ決めて決めることを遺産分割協議といいます。協議が整うと、法定相続人全員の署名、捺印による「遺産分割協議書」を作成し、その協議書にもとづき分配する手続きが行われます。

### 共同相続 遺言書や遺産分割協議書がない場合 ▶

7 ページ「V. 相続方法別の必要書類一覧表」  
[B 遺言書がない場合] [b 遺産分割協議書なし] をご参照ください。

法定相続人全員の合意に基づいて、相続預金等の払戻等の手続きを行っていただきます。

### 家庭裁判所の調停または審判がある場合 ▶

7 ページ「V. 相続方法別の必要書類一覧表」  
の該当する項目欄をご参照ください。

法定相続人全員の話し合いによる遺産分割協議が整わない場合は、家庭裁判所に申立てを行います。裁判所では、まず調停により遺産分割を行います。調停で合意に至らなければ、審判によって遺産分割を行います。

### Ⅲ. お取引内容ごとのお手続き概要

お取引内容ごとの今後の手続概要は、次のとおりとなります。

(本冊子の内容は一般的なものであるため、場合によっては必要書類や取扱いが異なる場合がございます。また日数を要することもございますので、あらかじめご了承ください。)

お取引内容	お 手 続 き 概 要	
ご預金等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相続手続きによるお支払いについては、相続人様へのお支払または相続人様への名義変更が可能です。※名義変更は定期性預金に限ります。</li> <li>・ 預金口座振替の継続を希望される場合には、新たな契約者様との預金口座振替契約を締結していただきます。</li> <li>・ 定期的に振込をお受け取りになられている場合は、振込人様に新しい振込口座をご連絡ください。</li> </ul>	
	総合口座	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 貸越金がある場合は、総合口座担保定期預金と差引計算（払戻充当）をさせていただくか、別途資金によりご返済をお願いいたします。</li> </ul>
	外貨預金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相続人様へのお支払または名義変更の2通りの方法があります。</li> <li>・ お支払の場合、円貨でお受取になる日の相場が適用されます。</li> </ul>
	当座預金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当座預金取引契約は、契約者様の死亡によって終了します。相続人様が当座預金取引の継続を希望される場合には、新たに当座預金の開設が必要となります。</li> <li>・ 生前に振出され、未決済の手形・小切手がある場合は、お申出ください。</li> <li>・ 手形・小切手用紙の未使用分は、ご返却をお願いいたします。</li> </ul>
債券投資信託	ご契約内容等によりお手続き方法が異なりますので、別途ご相談させていただきます。	
保険等	<p>当金庫でお申込みいただいた生命保険・火災保険等は各保険会社へお取次ぎいたします。</p> <p>※ 別途、保険会社所定のお手続きが必要となります。</p>	
ご融資ローン等	被相続人の方が債務者または保証人等になっておられました場合は、預金等のお支払手続きと併せてご相談させていただきます。	
貸金庫等	貸金庫貸借契約は、契約者様の死亡により解約とさせていただきます。貸金庫の開閉および解約手続きは、相続財産を明らかにする等の事由により相続人全員の立会いが必要です。立会いができない相続人様につきましては、代理人を選任していただくため委任状の提出が必要です。	
出資証券	お亡くなりになられた日より 3ヶ月以内であれば、相続人による相続加入が可能です。ご希望により脱退（法定脱退）が可能です。	

## IV. よくあるご質問

### Q 残高証明書の発行が必要な場合

A 発行に際しては以下の書類をご持参ください。

- ① 被相続人様がお亡くなりになられたことが確認できる戸籍謄本等
- ② ご請求者様が相続人であることが確認できる戸籍謄本等、または遺言執行者・相続財産管理人であることが確認できる公的書類
- ③ ご請求者様の実印および印鑑証明書（6ヶ月以内）
- ④ ご請求者様のご本人確認ができる公的書類

※金庫所定の手数料をいただきます。

※発行に時間を要する場合があります。

### Q 葬儀費用等で相続手続完了前に預金一部支払いが必要な場合

A 相続人様から、葬儀費用等の支払いに関する確認資料等のご提出をお願いいたします。  
くわしくは担当者にお申し出ください。

### Q 未成年の相続人様がいらっしゃる場合

A 親権者様に代理人として相続手続を行っていただきます。親権者がいない場合、または親権者が管理権を有しない場合は、後見人が代理人となります。  
⇒家庭裁判所の「未成年後見人選任審判書謄本」が必要となります。

未成年者とその親権者が遺産分割協議を行う場合は、利益相反行為に該当する恐れがあるため、親権者は未成年者の代理人となることはできません。その場合は、家庭裁判所による特別代理人の選任が必要となります。

⇒家庭裁判所の「特別代理人選任審判書謄本」が必要となります。

### Q 高齢等で意思確認ができない相続人様がいらっしゃる場合

A 家庭裁判所で成年後見制度による成年後見人等の選任をうけ、成年後見人の方に相続手続を行っていただきます。

⇒法務局の「登記事項証明書【後見】」が必要となります。

（「代理権目録」が必要な場合があります。）

後見人と被後見人が遺産分割協議を行う場合は、利益相反行為に該当する恐れがあるため、後見人は被後見人の代理となることはできません。その場合は後見監督人が手続を行います。後見監督人が選任されていない場合は、特別代理人の選任が必要です。

⇒家庭裁判所の「特別代理人選任審判書謄本」が必要となります。また遺産分割内容により家庭裁判所の許可を受ける必要がある場合があります。

⇒相続手続を行っていただく方の「印鑑証明書」が必要となります。

### Q 海外在住の相続人様がいらっしゃる場合

- A 海外に在住している方には国内の印鑑証明が発行されません。  
⇒該当国の日本大使館、領事館が証明した印鑑証明書に代わる「サイン証明書」等  
住民票に代わる「在留証明書」等が必要となります。

### Q 相続放棄した相続人様がいらっしゃる場合

- A 相続手続は、相続放棄をされた方を除外して行います。  
⇒家庭裁判所の「相続放棄申述書に対する受理証明書」または「審判書謄本」が必要  
となります。

### Q 行方不明の相続人様がいらっしゃる場合

- A 行方不明の状況に応じて、家庭裁判所による「失踪宣告」「不在者財産管理人の選任」  
などの法的手続をお取りいただくこととなります。一般的には選任された不在者財産  
管理人の方に相続手続を行っていただきます。  
⇒家庭裁判所の「失踪宣告審判書謄本」「確定証明書」および失踪宣告の審判確定が  
記載された「戸籍謄本」、不在者財産管理人の「印鑑証明書」が必要となります。

### Q 相続人がいない場合

- A 家庭裁判所で利害関係人等の請求にもとづき、審判による相続財産管理人の選任を受  
けた方に相続手続を行っていただきます。  
⇒家庭裁判所の「相続財産管理人選任審判書謄本」「(支払いを許可する旨の) 審判書  
謄本」、相続財産管理人の「印鑑証明書」が必要となります。

### Q 代理人に手続きを委任される場合

- A 他の相続人様や第三者に相続手続きを委任される場合は、委任状をご提出いただきま  
す。この場合、委任される方と委任を受けた方の印鑑証明書が必要となります。

## V. 相続方法別の必要書類一覧表

※必要書類No.は、8ページ「VI.必要書類のご案内」参照

相続の形態		お手続き関係者	※必要書類No.	必要書類等
A 遺言書がある場合	自筆証書遺言の場合	執行者の選任あり 遺言執行者	<input type="checkbox"/> 1	相続手続依頼書
			<input type="checkbox"/> 2	自筆証書遺言(検認済証明書または遺言書検認調書謄本)(注1)
			<input type="checkbox"/> 4	遺言執行者選任審判書謄本 自筆証書遺言内に遺言執行者の記載がある場合はご提示不要
			<input type="checkbox"/> ①	被相続人様(お亡くなりになられた方)の除籍謄本等 上記4の内容により省略できる場合があります。 また法務局が交付した「法定相続情報一覧図」のご提示がある場合は不要です。
			<input type="checkbox"/> ③	遺言執行者の印鑑証明書
	執行者の選任なし 法定相続人受遺者	<input type="checkbox"/> 1	相続手続依頼書	
		<input type="checkbox"/> 2	自筆証書遺言(検認済証明書または遺言書検認調書謄本)(注1)	
		<input type="checkbox"/> ①	被相続人様(お亡くなりになられた方)の出生から死亡までの連続した戸籍謄本・除籍謄本	
		<input type="checkbox"/> ②	法定相続人様全員の戸籍謄本 上記①で記載がない場合に必要です。	
		<input type="checkbox"/> ※	法務局が交付した「法定相続情報一覧図」のご提示がある場合、上記①②は不要です。	
	<input type="checkbox"/> ③	法定相続人様全員および受遺者様の印鑑証明書 ①～③は相続内容によっては一部省略できる場合があります。		
	公正証書遺言の場合	執行者の選任あり 遺言執行者	<input type="checkbox"/> 1	相続手続依頼書
<input type="checkbox"/> 3			公正証書遺言(正本または謄本)	
<input type="checkbox"/> 4			遺言執行者選任審判書謄本 公正証書遺言内に遺言執行者の記載がある場合はご提示不要	
執行者の選任なし 法定相続人受遺者		<input type="checkbox"/> ①	被相続人様(お亡くなりになられた方)の除籍謄本等 上記4の内容により省略できる場合があります。 また法務局が交付した「法定相続情報一覧図」のご提示がある場合は不要です。	
		<input type="checkbox"/> ③	遺言執行者の印鑑証明書	
		<input type="checkbox"/> ①	相続手続依頼書	
<input type="checkbox"/> 3	公正証書遺言(正本または謄本)			
<input type="checkbox"/> ①	被相続人様(お亡くなりになられた方)の出生から死亡までの連続した戸籍謄本・除籍謄本			
<input type="checkbox"/> ②	法定相続人様全員の戸籍謄本 上記①に記載がない場合に必要です。			
<input type="checkbox"/> ※	法務局が交付した「法定相続情報一覧図」のご提示がある場合、上記①②は不要です。			
<input type="checkbox"/> ③	法定相続人様全員および受遺者様の印鑑証明書 ①～③は相続内容によっては一部省略できる場合があります。			

※ 各種提出書類は、原本をご用意ください。当金庫にて、原本をコピーのうえご返却することも可能です。

※ 被相続人様の通帳・証書・キャッシュカード等をご持参ください。

※ 来店して手続きされる方の本人確認書類をご持参ください。他の相続人様や第三者に相続手続きを委任される場合は、委任状が必要となります。くわしくは担当者にお申し出ください。

※ 相続手続内容により別途、書類をお願いする場合がございますので、ご承知おきください。

(注1) 法務局における自筆証書遺言書保管制度を利用されている場合は「遺言書情報証明書」をご提出ください。



相 続 の 形 態		お手続き関係者	※必要 書類No.	必 要 書 類 等
B 遺言書がない場合	a 遺産分割 協議書 あり	相続預金等を 取得する 法定相続人 受遺者	<input type="checkbox"/> 1	相続手続依頼書
			<input type="checkbox"/> 5	遺産分割協議書
			<input type="checkbox"/> ①	被相続人様(お亡くなりになられた方)の出生 から死亡までの連続した戸籍謄本・除籍謄本
			<input type="checkbox"/> ②	法定相続人様全員の戸籍謄本 上記①に記載がない場合に必要です。
			<input type="checkbox"/> ※	法務局が交付した「法定相続情報一覧図」の ご提示がある場合、上記①②は不要です。
			<input type="checkbox"/> ③	法定相続人様全員および受遺者様の印鑑証明書
	b 遺産分割 協議書 なし	法定相続人 受遺者	<input type="checkbox"/> 1	相続手続依頼書
			<input type="checkbox"/> ①	被相続人様(お亡くなりになられた方)の出生 から死亡までの連続した戸籍謄本・除籍謄本
			<input type="checkbox"/> ②	法定相続人様全員の戸籍謄本 上記①に記載がない場合に必要です。
			<input type="checkbox"/> ※	法務局が交付した「法定相続情報一覧図」の ご提示がある場合、上記①②は不要です。
<input type="checkbox"/> ③			法定相続人様全員および受遺者様の印鑑証明書	
和解による場合	相続預金等を 取得する 法定相続人 受遺者	<input type="checkbox"/> 1	相続手続依頼書	
		<input type="checkbox"/> 6	和解調書謄本	
		<input type="checkbox"/> ①	被相続人様(お亡くなりになられた方)の除籍謄本等 上記6の内容により省略できる場合があります。	
		<input type="checkbox"/> ③	相続預金等を取得する法定相続人様、受遺者様の印鑑証明書	
調停による場合	相続預金等を 取得する 法定相続人 受遺者	<input type="checkbox"/> 1	相続手続依頼書	
		<input type="checkbox"/> 7	調停調書謄本	
		<input type="checkbox"/> ①	被相続人様(お亡くなりになられた方)の除籍謄本等 上記7の内容により省略できる場合があります。	
		<input type="checkbox"/> ③	相続預金等を取得する法定相続人様、受遺者様の印鑑証明書	
審判による場合	相続預金等を 取得する 法定相続人 受遺者	<input type="checkbox"/> 1	相続手続依頼書	
		<input type="checkbox"/> 8	審判書謄本および確定証明書	
		<input type="checkbox"/> ①	被相続人様(お亡くなりになられた方)の除籍謄本等 上記8の内容により省略できる場合があります。	
		<input type="checkbox"/> ③	相続預金等を取得する法定相続人様、受遺者様の印鑑証明書	

## VI. 必要書類のご案内

相続方法により必要書類が異なります。  
くわしくは6～7ページをご参照ください。

No.	チェック	ご提出書類等	入手先
1	<input type="checkbox"/>	<b>相続手続依頼書</b> 相続預金等の取扱方法を相続人等関係者様の署名・捺印により、お届けいただく当金庫所定の書類です。当金庫窓口までお申し出ください。	当金庫窓口
2	<input type="checkbox"/>	<b>自筆証書遺言 検認済証明書または遺言書検認調書謄本</b> 自筆遺言証書は原本をご提出ください。家庭裁判所の検認が必要となります。(注1)	被相続人が作成 家庭裁判所
3	<input type="checkbox"/>	<b>公正証書遺言</b> 正本または謄本をご提出ください。	被相続人が作成
4	<input type="checkbox"/>	<b>遺言執行者選任審判書謄本</b> 遺言執行者が家庭裁判所で選任された場合はご提出ください。	家庭裁判所
5	<input type="checkbox"/>	<b>遺産分割協議書 (ある場合)</b> 法定相続人様全員の署名・捺印・印鑑証明書が必要になります。	相続人 専門家等が作成
6	<input type="checkbox"/>	<b>和解調書謄本</b> 和解による遺産分割をされる場合はご提出ください。	地方裁判所
7	<input type="checkbox"/>	<b>調停調書謄本</b> 調停による遺産分割をされる場合はご提出ください。	家庭裁判所
8	<input type="checkbox"/>	<b>審判書謄本および確定証明書</b> 審判による遺産分割をされる場合はご提出ください。	家庭裁判所
①	<input type="checkbox"/>	<b>被相続人様 (お亡くなりになられた方) の戸籍謄本・除籍謄本</b> 出生から死亡までの連続した戸籍謄本、除籍謄本が必要です。被相続人様と相続人様との関係によっては、上記以外の戸籍謄本が必要となる場合があります。 (相続方法により死亡の確認のみを行う場合があります。)	本籍所在の 市区町村 役場
②	<input type="checkbox"/>	<b>法定相続人様全員の戸籍謄本</b> 法定相続人様全員を確認できる戸籍謄本が必要です。 (上記①で法定相続人様であることが確認できる場合は不要です。)	本籍所在の 市区町村 役場
※	<input type="checkbox"/>	<b>法定相続情報一覧図</b> 法務局が交付した「法定相続情報一覧図」のご提示がある場合は、上記①被相続人様 (お亡くなりになられた方) の戸籍謄本・除籍謄本および②法定相続人様全員の戸籍謄本は不要です。	法務局
③	<input type="checkbox"/>	<b>相続関係者様 (相続人・受遺者・遺言執行者等) の印鑑証明書</b> 市区町村発行後 6 ヶ月以内のものをご用意ください。	市区町村 役場(注2)

※各書類は原本をご提出ください。原本を確認後、書類返却は可能です。

(注1) 法務局における自筆証書遺言書保管制度を利用されている場合は「遺言書情報証明書」をご提出ください。

(注2) 家庭裁判所、弁護士協会等が発行する印鑑の証明書をお持ちの方は担当者にお申し出ください。

## Ⅶ. 戸籍謄本を取得していただく際のお願い

相続手続きに必要な戸籍謄本をもれなくご用意していただくために、本書をご持参のうえ、市区町村役場担当者の方に、「相続手続きに使用するため」とお申し出ください。

### 市区町村役場・担当者の方へのお願い

預金等の相続手続きを行うにあたり、次の書類を当金庫に提出していただくようお願いしております。なお転籍している場合には、その転籍先を請求者様にご教示願います。

#### ◎被相続人様

##### 出生から死亡までの連続した戸籍（除籍）謄本

※戸籍謄本に「改製」「婚姻」「転籍」「分籍」「家督相続」などの文言がある場合には、戸籍が新しくなっていますので、さらにそれ以前の戸籍謄本をお願いします。

#### ◎相続人様（全員）

##### 相続人であることが確認できる戸籍謄本

※被相続人様の戸籍（除籍）謄本で確認できる場合は不要です。

#### 【ご参考】 被相続人の出生から死亡までの連続した戸籍（除籍）謄本とは？

戸籍謄本に「改製」「婚姻」「転籍」「分籍」「家督相続」などの文言がある場合には、戸籍が新しくなっているので、さらにそれ以前の連続した戸籍（除籍）謄本を用意していただくことになります。例えば、お亡くなりになる直前の戸籍のみでは、ご結婚等でお子様は独立され、除籍となっていると確認できない場合があります。その際は、別途お子様の謄本等が必要となる場合がございます。

【例】下記の場合、期間①から④の連続した戸籍（除籍）謄本を用意していただくことになります。





地元と共にあり、共に栄える

**東濃信用金庫**

多治見市本町2丁目5番地の1  
TEL 0572-22-1151

とうしんのホームページ みなさまのアクセスをお待ちしています  
<https://www.shinkin.co.jp/tono/>

お問い合わせは、下記フリーダイヤルで承っております。



**0120-330-111**

令和5年1月作成

ご利用時間<sup>[平日]</sup>

9:00-17:00

担当：営業統括部

環境にやさしい用紙・インキを使用しています。

ご不明な点がございましたら、下記受付店またはお取引店までお問合せください。

店 舗 名

電 話 番 号

担 当：